

令和4年7月

お客さま各位

亀有信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定改定のお知らせ

平素より、亀有信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。
「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、普通預金、貯蓄預金、総合口座「Ⅳ共通規定」を改定し、「未利用口座管理手数料」をすべての普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座に適用させていただきます。

当金庫におきましては、①ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めすること。②今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること。③ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図ることなどを目的として未利用口座管理手数料を新設しております。

なお、未利用口座管理手数料は、あくまでも未利用状態となった口座（以下、「未利用口座」といいます。）に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をいただいている口座が対象になることはありません。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の内容

(1) 制定日（適用開始日）：令和4年11月1日

(2) 手数料金額：年間1,320円（消費税込）

(3) 未利用口座管理手数料の対象となる口座について

令和4年11月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない（該当預金口座へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座のうち、残高1万円未満の口座が対象となります。

なお、紛失等でご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。

(4) 未利用口座管理手数料の自動引落としについて

未利用口座の対象となった場合、お届けの住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面の到着の有無にかかわらず、書面発送から3か月間ご利用（預入れ、払戻し）がない場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料を当該未利用口座より自動引落としさせていただきます。

(5) 未利用口座管理手数料の対象外となる場合 次のいずれかに該当する場合は、未利用口座管理手数料の対象外となります。 ① 当該口座の残高が10,000円以上の場合 ② 当金庫同一店舗において、お預り金融資産（定期性預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等）のお取引がある場合 ③ 当金庫同一店舗において、お借入がある場合
(6) 自動解約について 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合（残高が0円の口座を含みます。）、残高全額を未利用口座管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。 なお、自動解約の場合、解約された口座の再利用はできませんので、お手元の通帳・キャッシュカードにつきましても、自動解約以降はご利用いただけなくなります。

2. 預金規定改定について

(1) 改定する預金規定

I. 普通預金規定、II. 貯蓄預金規定、III. 総合口座取引規程、IV. 共通規定

(2) 改定日

令和4年11月1日

(3) 改定内容

「IV共通規定」への追加および条番繰り下げ

追加および条番繰り下げ
追加 第12条（未利用口座管理手数料） (1) <u>当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合において、当金庫がウェブサイト上に掲示する除外事由に該当しない場合には、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</u> (2) <u>未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引き落としします。</u> (3) <u>預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</u> (4) <u>ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</u> 条番繰り下げ 第13条（規定の改定）

詳しくは営業店窓口へお問い合わせ下さい。

以上

